

独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律

(平成一六年六月九日法律第八三号)

一、提案理由(平成一六年三月三〇日・参議院経済産業委員会)

○国務大臣(中川昭一君)

……………(略)……………

続きまして、独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国の経済と産業の発展を図る上で、技術開発の重要性はますます高まっております。こうした中で、独立行政法人産業技術総合研究所がその業務を一層効率的かつ効果的に行うことができるよう、所要の規定を整備するため、本法律案を提出いたしました。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

本法律案は、独立行政法人産業技術総合研究所の研究能力を一層高めるとともに、その研究成果の効果的な普及を図るために、同研究所を民間との人事交流等の面で、より自由度の高い特定独立行政法人以外の独立行政法人、いわゆる非公務員型の独立行政法人にするものでございます。

……………(略)……………

以上が、これら法律案の提案理由及びその趣旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同いただきますよう、心よりお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

二、参議院経済産業委員長報告(平成一六年四月二日)

○谷川秀善君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案は、産業技術に関する研究開発等の業務を一層効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人産業技術総合研究所をいわゆる非公務員型の独立行政法人としようとするものであります。

……………(略)……………

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、新ＪＩＳマークに対する消費者の信頼性確保の必要性、産業技術総合研究所を非公務員型とする理由、小規模鉱山の自主保安の確保策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して緒方委員より、独立行政法人産業技術総合研究所法改正案及び鉱山保安法及び経済産業省設置法改正案に反対する旨の意見が述べられました。

……………(略)……………

次に、独立行政法人産業技術総合研究所法改正案は多数をもって原案どおり可決すべ

きものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し四項目の附帯決議を行いました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一六年四月一日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 非公務員型の独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた雇用の安定を含む良好な労働関係及び労働条件等に十分配慮すること。

また、産学官連携の推進の観点から、産業界、学界との研究交流の活発化や職員自らの起業の支援を一層促進し、人事制度面等において職員の士気を維持、向上させるような制度・組織の構築に努めること。

- 二 計量標準業務、地質調査業務等のいわゆる知的基盤業務等に関しては、信頼性と継続生の要求される公的性格の強い業務であることにかんがみ、業務の停滞により国民生活に影響を及ぼすことのないよう、今後ともその着実な実施の確保を図ること。

- 三 独立行政法人産業技術総合研究所の組織・業務の見直しに関しては、特に研究開発活動の特質を考慮した研究評価の在り方について更に積極的な取組を行うとともに、平成十六年度末の中期目標期間の終了に向けて、政策目的の達成状況、業務の効率化及び質の向上の達成状況等の厳格な業績評価を行い、組織・業務全般にわたる的確な見直しを実施すること。

また、平成十七年度からの次期中期目標の策定に当たっては、その見直し結果を反映した一層明確かつ具体的な目標設定に努めること。

- 四 独立行政法人の長及び役員の選任においては、いたずらに公務員の天下り先となることがないように留意するとともに、自律的、自主的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、広く内外から適切な人材を起用するよう努めること。

右決議する。

三、衆議院経済産業委員長報告（平成一六年六月三日）

- 根本匠君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案につきましては、独立行政法人産業技術総合研究所をいわゆる非公務員型の独立行政法人とする等の措置を講ずるものであります。

……………（略）……………

本委員会においては、去る五月二十六日三法律案に関し中川経済産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、同月二十八日質疑を終了いたしました。質疑終局後、討論を行い、工業標準化法の一部を改正する法律案につきましては、採決の結果、全会

一致をもって、独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律案及び鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律案につきましては、それぞれ採決を行った結果、賛成多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一六年五月二八日）

政府は、基礎的な研究を我が国の産業競争力向上に結びつけることが喫緊の課題となっていることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 産業技術総合研究所が非公務員型独立行政法人となることのメリットを産業界に周知し、産業界による同研究所の一層の活用を図るよう努めること。
- 二 非公務員型独立行政法人となっても、産業技術総合研究所の業務の公的な性格に変わらないことにかんがみ、独立行政法人評価委員会においては厳正な事後評価に努めること。

また、評価に当たっては研究能力を十分に発揮させることを重視し、効率性を過度に求めるあまり、研究能力を削ぐことにならないよう留意すること。

- 三 人事・処遇面での産業技術総合研究所の裁量が広がることを活かし、優秀な人材の確保に努めるとともに、研究所内部において研究者同士の競争、協力を通じ優秀な人材を育成するよう努めること。

また、優秀な人材の確保、育成のために公正・公平な人事評価システムの確立及び運用に努めること。